

# 防 火 対 象 物 の 状 況

川崎消防署管内は、ＪＲ川崎駅・京急川崎駅周辺地区に大規模な商店街を中心として地下街、百貨店、映画館、ホテル等の不特定多数の人を収容する防火対象物が多く、また国道１５号線から東寄りの地区は、大規模な病院や共同住宅を中心とした住宅街、木造住宅の密集地が多いという地域的な特色があります。

(R4. 3. 31現在)

消防法施行令別表第１による区分			第１種 対象物	第２種 対象物	第３種ア 対象物	合 計
1項	*イ	劇場、映画館等	7			7
	*ロ	公会堂、集会場	3			3
2項	*イ	キャバレー、ナイトクラブ等	4			4
	*ロ	遊技場、ダンスホール	11			11
	*ハ	性風俗営業店舗等	2			2
	*ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ等	3			3
3項	*イ	待合、料理店等				
	*ロ	飲食店	47		5	52
4項	* 百貨店、マーケット等		41		1	42
5項	*イ	旅館、ホテル等	59		2	61
	ロ	寄宿舎、共同住宅等		299	568	867
6項	*イ	病院、診療所等	11		5	16
	*ロ	老人短期入所施設等	15		2	17
	*ハ	老人デイサービスセンター等	27		19	46
	*ニ	幼稚園、特別支援学校	12			12
7項	小学校、中学校、高等学校等			19		19
8項	図書館等					
9項	*イ	蒸気浴場、熱気浴場等	70			70
	ロ	公衆浴場		8		8
10項	停車場等					
11項	神社、寺院等			13	1	14
12項	イ	工場、作業場等		2	13	15
	ロ	映画スタジオ等				
13項	イ	自動車車庫等			4	4
	ロ	飛行機等の格納庫				
14項	倉庫			3	10	13
15項	前各項に該当しない事業場			87	21	108
16項	*イ	特定防火対象物の存する複合用途	501		86	587
	ロ	上記以外の複合用途		90	93	183
16項の2	* 地下街		1			1
16項の3	* 準地下街					
17項	重要文化財等					
18項	延長５０メートル以上のアーケード					
19項	山林					
20項	舟車					
総 計			814	521	830	2, 165

注\*印は特定用途防火対象物(不特定多数の者が出入りし、火災が発生した場合の人命危険が高い対象物)

第１種防火対象物とは、防火管理者を定めなければならない特定防火対象物

第２種防火対象物とは、第１種防火対象物を除き防火管理者を定めなければならない対象物

第３種ア防火対象物とは、第１種、第２種防火対象物を除き自動火災報知設備を設置しなければならない対象物